

近世朝廷の牛車と車役人に関する基礎的考察

村上紀夫



図1)「寛永行幸図巻」部分(東京国立博物館蔵)
<https://webarchives.tnm.jp/>より

はじめに

御所車という言葉がある。牛車の俗称であり、「応仁の乱以後、禁中の大儀などだけに用いられるようになったことから」^①そのように呼ばれたのだという。近世においては、確かに賀茂祭における勅使行列のほか、上皇の御幸、皇太子の行啓、入内、そして天皇の葬儀といった「大儀」と呼んで差し支えないよう

な場面で牛車が使用されている。^②

通説的には、牛車は維持にあたっての経費負担が多かったために、応仁の乱以降は衰退し、輿が使用されるようになるといわれている。^③近世には、確かに貴族たちが日常的に牛車を使用することはない。しかし、牛車の運用が「禁中の大儀」に限っては、行われ続けていたことも忘れてはなるまい。

近世には、牛車といえば「御所」だけで使われるというイメージが定着したことで「御所車」と俗称されるようになったのだろう。既に移動のための実用品ではなくなっていたにもかかわらず、宮中の儀礼に限ってはなおも牛車を使用されていたとすれば、そこには牛車が果たしていた近世における固有の役割があったと思われる。

しかしながら、近世には牛車が一般的な乗物としては使用されなくなっていたこともあり、これまでの牛車研究では近世についてはほとんど触れるところはなかった。^④

牛車の運行にあたって重要な役割を果たしていた牛飼童子^⑤について、近世には吉田弥一家と藤木仙納家の二家があり、牛車の運行にあたるだけでなく、鶏合などの宮中の年中行事にも出仕していたことが指摘されていたが、筆者は藤木家が居住地の深泥池村では庄屋を務めて地域をまとめる有力者でもあったことなどを明らかにした。^⑦しかしながら、拙稿では、彼らが実際の牛車運行にあたってどのような役割を果たしていたかという肝心な点について、具体的に論じるにはいたらなかった。また、牛車の運行には牛飼童子以外にも多数の人員が不可欠なのだが、そういった存在については全く触れることが出来ていなかった。

そこで、本稿では近世の朝廷における牛車について解明する上での基礎的作業として、牛車運行における牛飼童子をはじめとした車役人らの果たした役割とその組織について、史料から解明していきたい。とはいえ、近世全体を通して見渡すことは困難であるため、ここでは宝永五年（一七〇八）から天明期を分析対象とし、牛車や車役人のあり

ようを整理することにする。

宝永五年（一七〇八）からとするのは、史料的な条件もさることながら、牛車が臨時の運行だけでなく、年中行事のなかで重要な役割を果たすことになる賀茂祭の復興が行われた東山天皇の時期だからである。とりわけ、宝永五、六年（一七〇八、九）の慶仁親王の立太子から東山天皇の讓位にまでの牛車使用は、仙洞御所への移徙にあたって近世になって初めて黄牛^{あひし}が加わるなど、その後の牛車運行の規範になった画期であり、後年になっても前例として参照されている。また、天明期を叙述の下限とするのは、天明の大火で焼失した内裏に代わり、復古色の強い寛政度内裏が建設されることで、その後の車役人や牛車の運用に大きな変化が予想されるからである。それゆえ、ここでは一八世紀初頭を近世の牛車運行のひとつの完成期と考え、大きな変化が予想される一八世紀末までの実態を解明したい。その前後の時代について論じることは他日を期したい。

なお、近世の車役人に関する研究はほとんどなされていないため、以下の分析にあたっては、地下官人に関する研究成果を参照軸とすることになろう。地下官人について、西村慎太郎は朝廷儀式などを円滑に進めるための集団とし

ての「仲ヶ間」「一統」と称する集団を形成し、近世中期の朝廷儀式再興が集団としての成熟を促したとする。また、駕輿¹⁰などは京都の富裕町人が補任されることが多く、その意識は「祭・興味・娯楽に近」いものであったと指摘される。類似する組織の存在や事象が車役人についても検出されることが予想されるが、果たして車役人に固有の事象を見いだすことはできるであろうか。

朝廷文化を象徴するかのように「御所車」と俗に呼ばれていた牛車が、具体的にどのような人びとの手で、いかなる手続きを経て運行されていたのかを見ていくことにしよう。

一 車役人の姿

(1) 車役人と知行

朝廷において、牛車を維持し、運行できるようにしておくためには、極めて多くのスタッフが必要であった。牛車の運行に携わる車役人には人員が知行を与えられていた。一七世紀における車役人と知行について整理したのが表1である。「御牛飼¹¹」の藤木仙納と吉田弥一の二名、車副な

ど十数名いたことがわかる。下橋敬長の『幕末の宮廷』によれば、車副・車舎人は牛車に随行する者、棧持は牛車への乗降で使用する梯子を持って歩く者、榻持は停車時に轆を乗せる台を持つ役、掛竿持は牛車の御簾をかけるための竿も持つ役、鎔取は牛車の錠の鍵を持って歩く役である。

元和八年(一六三二)三月には、「御車之役人」の間で「いかよの儀候共、惣中としてそのさた可仕」などとした法度が定められている。¹²法度では「役人」の「代次」には「惣中」の談合を必要とすること、親類・養子が「役人」となる場合の礼物などが定められている。一七世紀はじめには、車童子をはじめとした「御車之役人」は「惣中¹³」と呼ぶ集団を形成し、誰を構成員となすかを自らで決定し、「惣中」として沙汰する自立性と平等性をもっていったといえよう。

寛永一八年(一六四一)における「牛飼」の知行は二二石に及ぶが、慶長・元和段階と貞享五年(一六八八)は牛飼の弥一と仙納にはわずかに二石の知行しかないように見える。一見すると、寛永一八年(一六四一)に「牛飼」の知行だけ突出しているようだが、よく見ればそれ以前も「御車副・御牛飼」として一三人に九五石が与えられている。九五石を一三人で端数なしに割ることができないこと、寛

表 1) 車役人知行一覧

慶長六年領知之帳写		元和三年領知之帳写		寛永 18 年 「兩局出納催之帳写」			貞享 5 年 「御車役人知行所之覚」		
(吉田) 弥一 仙納	2 石 2 石	弥一丸 仙納	2 石 2 石	御牛飼	弥一 仙納	22 石 22 石	弥一・仙納 兩人分	4 石	
御車副・ 御牛飼 13 人	95 石	御車副・ 御牛飼 13 人	95 石	御車副	源丞	5 石	御車役人 13 人分	95 石	
					新五郎	5 石			
					太郎三郎	5 石			
					与助	5 石			
				御車大工	次郎五郎	5 石			
					御車舎人	弥太郎			5 石
						彦太郎			5 石
						山			5 石
御しき物	小介	5 石							
御しち持	新五郎	5 石							
合計	15 人? 99 石	15 人? 99 石	99 石	13 人		99 石	15 人?	99 石	

典拠)「立入家文書」14, 23, 29号(『叢書京都の史料12禁裏御倉職立入家文書』京都市歴史資料館、2012年)、吉田家文書98号(香川大学図書館蔵「神原文庫」)、合計の人数については本文参照。

永一八年(一六四一)における車副らの知行は各五石であることから、それ以前も寛永一八年(一六四一)と同様に「牛飼」(車童子の吉田・藤木両家)が各二〇石を取ったあとで(別に牛飼として二石の計二三石)、残り五五石を車副など一一名に分配していたと考えられる。

つまり、慶長・元和・貞享の史料に見える一三名とは「牛飼」も含めた人数であり、「牛飼」を除いた車副などは一一名だったと思われる。とすると表1の合計人数で便宜上一五名としている箇所も「牛飼」二名を重複して計上していることになり、それを除くと人数は一三名で一貫することになる。

次の史料では「御車役人十三人分」が九五石とあるので、車童子(「牛飼」)を含めて一三人を「御車役人」と称していたのである¹⁵⁾。

【史料1】¹⁶⁾

御車役人知行所之覚

一高九拾五石ハ

山城国愛宕郡下鴨村

内三拾四石余川流レ

右御車役人十三人之分

一高四石ハ

山城国愛宕郡野西院村

同断 壬生村

右□弥一・仙納兩人之分也

惣高合九拾九石

右之通相違無御座候、已上

貞享五
辰年三月

吉田弥一（印）

出納豊後守殿

宛所の「出納」とは、地下官人を統括する三催のひとつで蔵人方の地下官人を所管し、代々平田家が勤めている¹⁷。出納は、近世初頭に地下官人を編成し、急速に伸張したとされているが、車役人はその後も蔵人方地下官人として出納のもとで活動することになる¹⁸。車役人は車童子も含める一三名からなり、【史料1】を車童子の吉田弥一が代表して出納に提出していることから、車役人は組織的には車童子によって代表される集団となっていたと考えられる¹⁹。

(2) 装束と序列の可視化

牛車の運行には多様な車役人が関与していたことを見てもきたが、彼らのなかにも序列があった。それを可視化するのが牛車に供奉する際の装束である。

次の史料は延宝八年（一六八〇）の後水尾院葬儀にあつ

ての車役人の装束帳である。

【史料2】²⁰

すゐかんさしぬき

一式拾石

童子 四人

袈冠装束さしぬき^(衣)

一四拾石

御車副 八人

白張

一式拾石

舍人 四人

すわう

一拾石

棧持 貳人

すわう

一拾石

榻持 貳人

白張

一式拾石

手繩持 四人

白張

一拾石

掛杖持 貳人

退紅

一拾石

雨皮 貳人

車童子は童子形なので水干なのは当然として、注意しておきたいのは、車副が略式の公家装束である衣冠で供奉す

るのに対し、棧持・榻持は衣冠よりも格が劣る素襖、そして雨皮持は退紅、舎人・手繩持・掛杖持は白張という下部が着る衣服だということである。²¹⁾

当然ながら、こうした装束の差別化に対して舎人たちの反発はあつたようで、宝永五年（一七〇八）の行啓始に先だつて、「御車役人之内、棧持・舎人・榻持布衣着用仕度義」と六位相当の装束である布衣着用の許可を武家伝奏の柳原資廉・高野保春に願ひ出ていたが、ただちに却下が伝えられている。²²⁾牛車の運行にあつて、少なくとも装束の面では車童子や車副と白張を着て供奉する舎人の間に埋めがたい溝があつたことがうかがえる。

元和八年（一六二二）時点では、「惣中」として協議することを含めた法度もさだめ、平等に近い集団であつた車役人だが、車童子は出納からの伝達の窓口という組織上の役割、突出した知行と特別に支給される牛飼料といった経済的な優位、車童子だけが三月三日などの鬮鶏に出仕するという朝廷との距離感、そして装束面などで他の構成員との間には大きな差異があつた。こうしたことから、自ずと車役人の間には序列が生まれ、一八世紀までには車童子を上位とする組織になつていったと思われる。

これだけでも牛車には多様で、かつ複雑な人員が関わつていたことが明らかなのだが、実際にはさらなる要員が必要だつた。牛車をどのように運用していたのか、次章では実態を確認していこう。

二 宝永五年「行啓始」

(1) 下行米

讓位を望んでいた東山天皇は、宝永五年（一七〇八）二月一六日に慶仁親王（後の中御門天皇）の立太子を行った。そして、二月二四日には慶仁が東山天皇の御所を訪れる「行啓始」が執り行われ、牛車が使用された。「行啓始」には、行列表次第や詳細な記録が残されており、立太子に先立つ正月二三日には車二輛の運行が通知され、二月一七日、二二日には予行演習にあたる習礼が実施されたうえで、当日に臨んでいたことがわかる。²³⁾ 慎重な準備を経て、無事に「行啓始」を終えると、三月には牛車に供奉した車役人らへ次のように下行米が支給されていた。

【史料3】²⁴⁾

行啓始下行米之事

一八石 奉行職事

御車役人

一五石五斗 童子 四人

一七石五斗 御車副 八人

一三石五斗 舎人 四人

一壺石五斗 棧持 式人

一壺石五斗 榻持 式人

一三石式斗 手繩持 四人

一壺石六斗 掛杖持 式人

一八斗 雨皮持 壺人

一八斗 雨皮掛竿持壺人

合三拾三石九斗

人数貳拾八人

出車

一貳石五斗 童子 式人

一壺石五斗 車副 式人

一壺石五斗 舎人 式人

一壺石五斗 棧持 式人

一壺石五斗 榻持 式人

一壺石六斗 手繩持 式人

一壺石六斗 掛杖持 式人

一八斗 雨皮持 壺人

一八斗 雨皮掛竿持壺人

合拾三石三斗 人数十六人

奉行職事は実行責任者で「御車役人」とは別なので除外して、それ以降が「御車役人」となる。東宮が乗車する車に加えて、威儀を整えるために随行する女房の^{いだしぎぬ}出衣の装飾を施した^{いだしぐるま}出車も運用されたため、必要とされた人員は四名にもものぼっている。御召車では、車童子だけで四名、車副の八人など計二八名に及び、出車も童子二名、車副二名など、御召車に比べればやや簡略ながらも一六名にのぼる。宝永五年（一七〇八）に四四名もが参仕していたわけだから、地下官人の車役人として知行を与えられていた十数名では必要人数に及ばない。さらに注意を喚起しておきたいのは、【史料3】に記載中には、表1の寛永一八年（一六四一）に車役人で知行のあった牛飼童子・車副・舎人・榻持などのほかに、手繩持・雨皮持・掛竿持が見えていることである。車役人以外に必要な手繩持など三〇名近い人材はどのように確保されていたのだろうか。その手がかりとなるのが、「行啓始」にあたって車童子であった吉田家が作成したと見られる明細である。

【史料4】⁽²⁶⁾

行啓御下行米

御召車・出車役人合四十四人

御召三十八人、出車二十六人惣人数也

此方之人数合拾三人

内 童子三人 棧持四人 手繩三人

中立持二人 雨皮持壹人

掛竿二本 出来ル代

此方之出ル人数之覚

御召車二 童子二 有童・弥一

子二月廿四日 棧持二 五兵衛・伊兵衛 丹

手繩持二 与八 鳥羽

九郎兵衛 四条

中立持壹 長四郎

雨皮持壹 彦兵衛

同月 中間令人やとい

同日 舍四 鳥羽・四条

同日 掛竿持壹 勘兵衛

子二月廿四日

出車 此方之出ル人数 二月廿四日

童子一 菊童

棧持二 甚太郎・九郎助

手繩持壹 鳥羽伊兵衛

中立持壹 茂兵衛

子二月廿四日

中間令人やとい

舍二 鳥羽

同日 掛竿 兵左衛門

傍線部に「此方之出ル人数」とあるように、「行啓始」にあたって参仕した者のうち、「此方」から出仕した人員が記されているようである。実際に「行啓始」では、童子として御召車に四名、出車に二名の計六名が参仕したが、名前が出ているのは御召車に有童・弥一、出車に菊童の三人の名前が見えている。【史料2】を見ると車童子として、藤木・吉田の二家が見え、そのうち吉田家が有童・弥一を名乗っているのが、御召車の童子とは吉田有童・弥一である。【菊童】については明らかではないが、全体で六名の車童子が参仕したなかで、有童・弥一とともに記された三名のうちの一人であるから、菊童も吉田家の関係者であ

る蓋然性が高い。六名のうち半数にあたる三名を吉田家から出し、残る半数をもう一つの車童子を勤めた家である藤木家から出したと考えるのが自然だろう。とすれば、本史料傍線部に記された「此方々出ル人数」の「此方」とは、車童子の吉田家である可能性が高いと思われる。まずは、このように藤木・吉田のような車役人の家から複数名が出仕することで人数を確保していただろう。

(2) 人員の調達

しかしながら、個々の家から複数人を出すだけでは、必ずしも十分な人員を用意することはできない。必要な要員を安定して確保するために、如何なる手段をとったのだろうか。ここで、【史料4】の後に記載されている次の記事を見たい。

【史料5】²⁸⁾

舍人方々かたらい人やとい

四条・鳥羽々参ル

合拾五人内 四人ハ■十七日ニ参ル

五人ハ廿二日ニ参ル

六人ハ当日ニ参ル

右之やとい賃四拾五匁

同飯料拾六匁メ十五人分也

同たび六足代九匁

三口メ七十目

右舍人四人之衆之やとい也

一三拾五匁ハ出車牛三日やとい

但シ十七日、廿二日、廿四日也

右舍人代式人々やとい

鳥羽々参ル佐七郎・助三郎

これは「舍人」の参仕について記載されている箇所である。一七、二二日は習礼である。行啓当日に参仕したのは六名だが、事前の習礼を含めて三日間にわたる人員が必要になったため、交替で出仕することになり、総計で一五名が関わっていたことがわかる。臨時に参仕した一五人舎人に対しては、「やとい賃」として四五匁（一人あたり三匁）と飯料、そして当日に参仕する六名には足袋が支給（計六足、九匁）されている。つまり、必要に応じて外部から人員を雇用していたのである。

ここで人員の雇用に必要な七〇匁は、車童子からではなく、「舍人四人」から支払われているようだ。舍人

に關しては地下官人となっていた者が「四人之衆」として、手配することになっていたのである。なお、【史料4】の波線部を見ると、この「舎人」らが「中間」とも表記され、「此方」と区別して書かれていることにも注意したい。後述するように童子方とは別の集団である舎人らを「仲ヶ間」と称しているのも、かかる呼称がこの時点でも使用されていたと考えられる。

ところで、「舎人」によつて雇われて動員された人員だが、【史料5】の傍線部を見ると「鳥羽・四条」から来ていたことがわかる。「東宮御所行啓始御用一式日並」を見れば、習礼の前日にあたる二月一六日に「鳥羽与八・四条七郎兵衛方江両人ツ、可参由申候」とあり、前日に車童子から出勤するよう伝え、二二日の習礼にあたっては二日前の二〇日に連絡を入れている。あらかじめ調整していたのであるが、こうした急な呼び出しに対して適切に人員を提供できた鳥羽・四条の者とは何者であろうか。

鳥羽・四条というところ、近世の京都において物資輸送にかかる荷車を扱う車屋があったところである。元禄七年（一六九四）頃の編纂とされる『京都御役所方覚書』によれば、四条には一五一疋の牛と一三四輛の車がある四条組があ

り、三条組とともに京組として市中の物資運搬に關わっていた。京都郊外の上・下鳥羽にも車屋があり上鳥羽には牛と車が各六〇、下鳥羽には牛と車が各六二あった。³¹つまり、牛車の運行にあたって、臨時の人員を確保する際には、牛や車両の取扱に習熟していた四条・鳥羽の車屋が雇用されていたと考えられる。

そうすると興味深いのが、車童子が手配した人員に見える「手繩持」である。【史料4】を見れば、「手繩」の項には「与八 鳥羽・九郎兵衛 四条」などと書かれていた。鳥羽の与八とは、習礼の前日に車童子から人員を出すよう連絡を入れられた際の窓口だった。³²御召車を牽く牛を制御することになる手繩持ちという重要な役割は、恐らく鳥羽の車屋でも経験豊富な有力者が雇われていたことになろう。実際の行列にあたっては、「童子」が先導するが、その後ろに舎人が続き、牛の左右に手繩持が配置されていた。³³

さらに付け加えれば、宝永六年（一七〇九）六月の東山院移徙で初めて黄牛が登場することになったのだが、吉田家で作成された「御下行米覚帳」には「黄牛鳥羽より借ル」とあり、³⁴牛飼童子たちは牛さえも鳥羽で用意されたものを

牽いていたことがわかる。

中世における牛飼童子は牛車の運行に関わる専門技術者だったが、近世には牛の手綱を手にすることはなく、行列を先導する牛車行列の象徴的存在となっていたのだろう。

続いて、車童子が手配していた棧持・掛杖持・雨皮持・掛竿持だが、こちらは所定の持ち物を持って随行するだけなので、特殊な能力を必要としない。これらの人びとについては、時代は下がるが天明五年（一七八五）の次の記事が手がかりになる。

【史料5】⁽³⁵⁾

証文之事

一御車掛竿役吉村三之丞并掛杖役式人・雨皮役壱人都合四人之役儀、前々々藤木・吉田両家之兼役^ニ候処、去ル安永三年四月^ニ先代章治、無拋儀^ニ而金子拾両其許^ハ御取替被置、右兼役其元一家^ハ被成御勤候処、及相对被置候処、永代右躰^ニ相成候而者両家之瑕瑾^ニ相成候^ニ付、此度御頼入、金子拾五両其許^ハ相渡し、右四人之役儀以来者前々之通両家^ハ相勤候様^ニ御相对相極メ申候、然ル上ハ自今恒例臨時共安永三年以前之通、両家^ハ相勤、御下行等も式ツ割^ニして頂戴可仕候、右之通双方御相对相違無^シ之候、

為後証之一札仍而如件

天明五年巳二月

吉田弥一 印

藤木仙納殿

掛竿持中村三之丞のほか、掛杖持二人・雨皮一人の四名は「藤木・吉田両家之兼役」だったことがわかる。

こうした役を車童子が「兼役」とし、経済的事情で車童子の吉田家から同役の藤木家へ権利を売却し、その後になつて吉田が藤木から買い戻している。権利の譲渡にあつても吉田から藤木へと同役間で行われていること、さらにこのような事態を「両家之瑕瑾」としていることは、車童子である両家が保有すべき特権として捉え、他者へ権利が流出することを回避しようとしていたとも考えられよう。

ここまで見てきた行啓始をめぐる下行や人員の動員過程から、次のことが指摘できる。まず、車童子は、童子役と強く結びいた「兼役」として、掛竿持・掛杖持・雨皮持の四人分の権利を持っていて、運行にあつてはこうした役を勤める人びとを車童子が手配した。さらに、実際の運行時には、車童子は車の前を歩くだけで、実際に牛の制御を行うのは手縄役で、これも車童子が鳥羽・四条の車屋から

手配をしていた。それ以外に、「舎人」が、鳥羽・四条の人びとを雇用し、必要な人員を確保していたのである。

これらの随時雇用されて「手縄持」や雨皮持・掛竿持などとして牛車運行に関わる人びとは、【史料3】では「御車役人」に数えられているが、僅かとはいえ知行を持っていた車役人とは明らかに区別される存在であったといえる。³⁶⁾

外部からの人員調達の仕組みが整えられていることで、地下官人の人数を増やすことなく、規模に応じて必要な人員をその都度確保することができた。実務にかかる役務を外注するようになったことで、多くの車役人は誰にでも勤められるものになっていく。

近世においては、車童子らの主要な役割は、むしろ当日までに必要な人員の確保を始めとして、故実に基づいた相應しい牛車の装飾、そして支障なく牛車を運行できるようにする事前の差配などであったといえよう。童子方は、家業としての経験による故実や口伝の蓄積によって誰でもつとめられような車役人からは卓越する存在になっていたであろう。

(3) 車童子と車大工

ここまで、車役人のなかには車童子の吉田弥一と藤木仙納のほかに、知行が与えられている車副、舎人など一〇名ほどがいたが、他に雨皮持・掛杖役なども供奉していたことを確認した。掛竿持など四名分を兼役の上、手縄持ちなどを手配する童子方と、別に人員を確保する舎人がいた。つまり、車役人は、少なくとも童子方と舎人の二つの集団から構成されていたことになる。次なる問題は、童子と舎人以外で、ここまでの史料に見えていない存在、すなわち車副や車大工がどこに所属するかである。

一七世紀、車大工は惣司久右衛門が担っていたことが『雍州府志』³⁷⁾など地誌類で明らかなのだが、享保五年（一七二〇）に惣司久右衛門が家出をし、家財は実子太郎吉が相続することになる。³⁸⁾ところが、それから三二年後の宝暦二年（一七五二）五月に惣司久右衛門は大工職・車副を勤め難いとして車童子の吉田相模に伝来の朱印³⁹⁾などを譲渡している。

【史料6】⁴⁰⁾

一金四貫目也

右者今度私病身^二付、先祖貴殿家^一譲り請候御車大工職、

且兼御車副両役共難相勤候^ニ付、家元^江差戻シ候所為御合力御渡被下、慥請取申処実正明白也、此上如何様之及難渋候共、妻子之輩^ニ至迄御無心ケ間敷儀壹銭文之事^ニ而茂堅ク御願申間敷候、勿論一家之内式他所迄違乱妨申者有之候共、貴殿^ニ申分無御座候、印形之輩何方迄茂罷出曾^而無滞様^ニ其埒明可申候、為後日仍而一札如件

譲り主

惣司久右衛門(印)

妻 ぶ さ(印)

宝曆二年申五月 日

忤 久太郎(印)

知声院(印)

証人

佐藤権之進(印)

吉田相模殿

吉田弥一殿

覚

一伝来之

御朱印貴殿^江御渡申候、為念如件

譲り主

宝曆二年申五月 日 惣司久右衛門(印)

吉田相模殿

この史料で重要なのは、傍線部のように惣司久右衛門の車大工と車副役を車童子の吉田相模から譲渡されたとし、吉田家を「家元」と呼んで両役を返上するとしていることである。この車大工・車副役を惣司家伝来のものではなく、吉田家から預かっているという認識は、あるいは享保五年(二七二〇)の惣領出奔事件を契機としたものかもしれないが、いずれにせよ一八世紀半ばには車大工と車副の両役も童子方に属していたことを示唆している。その結果、宝曆七年(一七五七)の車大工は、次の史料に見えるように、車童子の吉田相模の子が惣司久右衛門の養子というかたちをとって継承していたのである。

【史料7】⁴⁾

養父故惣司久右衛門橘清尚

実父吉田相模藤原章實

一御車大工御車副

惣司主税藤原章政

家領

山城国愛宕郡

高五石

下鴨村之内

こうして車大工と車副は童子方に所屬するようになり、

少なくとも一時は吉田家が継承していた。⁽⁴²⁾ 車大工は、知行こそ五石にすぎないが、牛車の修繕や保守管理を担当しており、運行に先立っては修復費の見積もりを提出し、まったく金子を受け取る。突出した知行高に加えて、牛飼料として年間二四石ずつが与えられていた車童子たちは、一八世紀半ばには多額の実入りが期待できる車大工まで影響下におくようになっていたのである。

しかも、一八世紀半ばまでは、出納からの伝達は童子方を介し、⁽⁴³⁾ 知行米や下行米などは童子方が代表して二条御蔵で受け取り、各車役人へ分配していたように、⁽⁴⁴⁾ 経済的な面でも優位に立っていた。⁽⁴⁵⁾ こうした童子方のあり方は「支配」ではないが、職務を円滑に遂行するための指揮命令権に基づくものであり、「監督」ということはできようか。

しかしながら、まもなく童子方の影響力と指揮監督権は揺らぎ始めるのである。

三 車役人組織の動揺

——一八世紀半ばの「御車役人」——

(1) 二つの車副と舎人

衣冠姿で牛車に供奉する車副も、必ずしも一枚岩だったわけではなかった。童子方に所属する車副、そして童子方と別に舎人たちの集団に所属する車副がいた。安永六年（一七七七）九月、惣司甚七郎から「御車大工職・御車副株」を譲渡されて、車副・車大工となった惣司孫之進が、翌年の安永七年（一七七八）に記した次の記述を見よう。

【史料8】⁽⁴⁶⁾

名乗

御牛飼 油小路下立売下ル町 藤木仙納為凭

同 鞍馬口新御堂口町 吉田弥一常章

御車大工職 中木ノ下町 惣司茂左衛門直正

御車副 下木ノ下町 惣司源治郎守勝

御車大工職 惣司孫之進豊重

×此分此方仲ヶ問

山科京都居宅さや町正面上ル町東側
御車副 市川権之進殿

大宮三条上ル町西側
同役 堤忠兵衛殿 布忠

しぎ持 同居 吉田与八郎殿 同人

鳥丸下立売上ル町
御車副 中沢伊兵衛殿 川崎伊

鷹ヶ峰
しぎ持 三宅半兵衛殿 人形半

本誓願寺大宮西へ入町
同役 芥川佐兵衛殿 材木佐

西今小路町
舍人 中村佐七郎殿 鍵田

榎木町殿屋町西へ入ル南側
同役 中村仁兵衛殿 升仁

さめか井四条下ル西側
同役 惣司彦兵衛殿 紅彦

メ右惣仲ヶ間中也

ここには、車大工職・車副株を譲渡された惣司孫之進から見て「此方仲ヶ間」とされる四名と別に「惣仲ヶ間」として市川権之進以下九名が記されている。総計一三名⁽¹⁷⁾という数字は第一章で確認したように一七世紀段階の車役人の人数と変わっていない。

後半の「惣仲ヶ間」の箇所を見れば、いくつかの興味深い事実⁽¹⁸⁾に気づく。まずは、すべて「殿」の敬称を伴っている。

ること、記録の筆者である惣司孫之進から見れば、敬意を払うべき対象だったということになる。自身が所属する「仲ヶ間」には敬称を付けていないから、経験年数というよりも他集団の構成員へ気を遣った表記と考えた方がよい。

もうひとつは冒頭の市川権之進の他は、すべて名前の下に「布忠」などの記載があることである。その意味するところは、次の安永四年（一七七五）に書かれた史料を見れば歴然である。

【史料9】⁽¹⁸⁾

一市川権之進

是者被申候帯刀人^二付別紙書付指出被申候

御車副 一 中沢伊兵衛 町内^{二而者} 河崎屋伊兵衛 酒商売仕候

御車副 一 堤新太郎 町内^{二而者} 布屋新太郎 米商売仕候

舍人 一 中村二兵衛 町内^{二而者} 升屋太郎兵衛 道具商売仕候

舍人 一 中村左七郎 町内^{二而者} 鍵屋太郎右衛門 質屋商売仕候

舍人 一 荻田右衛門 町内^{二而者} 富田庄兵衛 酒商売仕候

舍人

一惣司彦兵衛 町内^{二而者}花屋彦兵衛

紅商売仕候

棧持

一吉田与八郎 町内^{二而者}布屋忠兵衛

米商売仕候

榎持

一三宅半兵衛 町内^{二而者}人形屋半兵衛

多葉粉商売仕候

榎持

一芥川佐兵衛 町内^{二而者}材木屋佐兵衛

絹商売仕候

右之通^二御座候、以上

御車役惣代

安永四年未六月廿七日

中村二兵衛

吉田与八郎

出納殿

ここから【史料8】の「布忠」は「布屋忠兵衛」、「川崎伊」は「河崎屋伊兵衛」といったように屋号と名前の略称であることが明らかである。「惣仲ヶ間」とされる九名は、市川権之進を除く全員が町内では別の名前を持ち、商売を営む町人だったのである。そして、彼らが「惣仲ヶ間」と称していたことを念頭に署名者を見れば、「御車役惣代」の中村二兵衛・吉田与八郎は、惣司孫之進から見て「此方仲ヶ間」とされる藤木仙納・吉田弥一・惣司茂左衛門を除いた「御車役」の代表であったということになる。藤木仙

納・吉田弥一ら童子方を除外した中村二兵衛らを除いた「御車役」について、車童子も含む牛車運行にかかるすべての役人（「御車役」「惣中」と区別して、以下では「狭義の車役」と称することとしたい。

この「狭義の車役」には舍人も含まれており、前章でみた童子方と別の集団であった「舍人」の系譜を引くものと考えられよう。彼らは日常的には各種の商売に従事する町人であり、車役人としての奉仕はあくまでも副業で、株も譲渡や売却によってしばしば移動していた。近世初頭から牛飼、そして鬪鶏などの場面で朝廷に奉仕してきた童子方とは必ずしも利害も志向も一致しなかったであろう。次第に「狭義の車役」は、一八世紀半ばになると童子方の指揮下にあることをよしとせず、自立化の動きを見せるようになっていくのである。そうした動向をうかがうことができるのが次の史料である。

【史料10】⁹⁾

口上覧

一例年加茂御祭り^二出勤仕候節、御下行被下置奉頂戴候、右御下行米二条御蔵^二て童子方之以印形御被下候御儀^二御座候、然ル処八年己前卯年より諸事直^二被仰付被下候

御儀^ニ御座候へ^者、右御下行米御儀も直^ニ私共へ御渡し被下候様^ニ奉願上候、以上

明和三年戊正月

吉田与八郎

三宅半兵衛

中嶋太郎兵衛

出納殿

右之趣願書指上申候、願之通被仰付被下候ハ、忝可奉存候、以上

惣司文四郎

中村二兵衛

出納殿

当時、吉田与八郎は棧持、三宅半兵衛と中嶋太郎兵衛は榻持、奥印する惣司文四郎と中村二兵衛は舍人であつたから、ここでいう「私共」が「狭義の車役」であることは間違いないであろう。「狭義の車役」は「八年己前卯年」、すなわち宝暦九年（一七五九）に「童子方」の監督下から脱し、出納から「直^ニ」伝達されるようになっており、明和三年（一七六六）には下行米も童子方を介することなく受領できるように願ひ出ているのである。

（2）「舍人」の自立化

「狭義の車役」が童子方の監督下からの自立を見せるなかで、牛車の運行にあたっては童子方に対抗するように独自の役割を獲得しようとする。明和四年（一七六七）、准后が新院に移るにあたって牛車が使われることになるが、それまで童子方が手配してきた黄牛を舍人が出そうとしたため、童子側が抗議をし、九月に武家伝奏に訴えている。

童子方は、黄牛は「往古^ニ私家分奉調進候事」と主張し、出納が「黄牛御車之舍人へ申付」たことには迷惑していると訴える⁽³²⁾。そのうえで、舍人については「御車之舍人義者古来分つかい■役柄斗、依之是迄ハ白張^ニ而下部同事之者、御車役人之内^ニ而末座者^ニ而御座候」として、童子方は車役人のなかでも下位にあるものだと主張している。童子方と舍人の主張は対立し、京都西町奉行太田正清に呼び出されている⁽³³⁾。

九月一七日、西町奉行所では童子方が宝永六年（一七〇八）の下行米配分帳などを提出したのに対し、舍人四人は「牽替」の牛を用意していたという「天正年中事」を前例として申告したが、「天正之義ハ御用ヒ無之候」と証拠としての有効性を否定されたという。その上で、「移徙二付

調進物・黄牛者吉田相模江被為 仰付候、又ハ出車之牛者
舍人共江被為 仰付候」として、黄牛は従来通り童子方が
出し、出車の牛については舍人が用意することになった。
童子方の吉田相模は「黄牛」を出すことは童子方の権利だ
と確認されたことで、「相模利分ニ被為 仰付、舍人共公
事負申候御事」と書き付けている。しかし、実際にはそれ
まで舍人側が出してこなかった牛の調達が認められてお
り、舍人側してみれば名目は「黄牛」でなかったにせよ、
牛の調進を独占してきた童子方の牙城を崩すことに成功し
たといえよう。

事実、その後の牛車運行にあたっては、舍人たちが「御
添牛」として、独自に牛を二頭調進し、そのための「牛飼」
や「手縄持」なども手配し、その分の下行米を受領してい
る。⁽⁵⁴⁾

さらに四年後の明和八年（一七七二）には、享保に前例
があるとして、車副が「中音ニテ奉称警蹕」ことを出納に
届けている。⁽⁵⁵⁾ 警蹕とは、貴人の通行にあたって声を出して
人を静めるものである。半世紀近くも前にあたる享保の例
が持ち出されていることから、その真偽はともかくとして、
少なくとも明和八年（一七七二）の直前までは行われてお

らず、この時から車副固有の役目としようとしていたので
あろう。さらに舍人方は童子方が独占してきた役目にも介
入しようとしていた。吉田弥一と藤木仙納が訴えた次の史
料を見よう。

【史料11】⁽⁵⁶⁾

乍恐書付を以御届申上置候

一御車御牛手縄持・掛杖持等之御役義者御代々童子方相
勤来候処、出車牛之手縄持掛杖持を此度舍人方可相勤
旨ニ付、古格之趣書付を以旧冬十二月ニ出納^江相願候処、
何分埒明不申候、然所 御移徙御日限近寄申候ニ付御移
徙相済候上^ニ奉願度奉存候間、乍憚此段被聞召置被下度
奉願上候、尤御当日右両役共役人手当仕御手支無御座様
仕置候間、此義被 聞召置可被下候、以上

明和八年

藤木仙納（印）

卯正月

吉田弥一（印）

平松中納言様御家

御雜掌中

ここでは、【史料5】で見たように、手縄持・掛杖は吉田・
藤木の童子方両家が「兼役」であったにもかかわらず、舍
人方が出車の手縄持・掛杖持を出そうとしていたため、権

利侵害として訴えている。しかしながら、史料後半では移徙の日限が接近していることもあり、決着を待たず童子方から手配するとしている。その後の経緯は不明ながら、少なくとも出車の手縄持については、同年二月に一石六斗の下行米が出ており、舎人の中村二兵衛らが受領している。⁵⁷⁾ 舎人方はこうして徐々に童子方の権益を切り崩していったのだらう。

(3) 車大工惣司家の童子方離脱

宝暦九年(一七五九)から明和九年(一七七二)にかけて、舎人たち「狭義の車役」は童子方の指揮下から離れ、経済的、組織に自立し、段階的に牛車運行にあたっての独自の権益を獲得するなど童子方を圧倒するような動きに出ている。「狭義の車役」の攻勢をうけてのことか、天明元年(一七八二)に童子方に所属していた車大工・車副の惣司孫之進は童子方を離脱し、「狭義の車役」へ所属するようになったようだ。

天明元年(一七八二)九月、「此度藤木・吉田□方共相離レ候ニ付、此方共三人別昏相調候ニ付」とあるように、惣司孫之進らは宗門改を童子方経由で提出することをやめ

ていた。⁵⁸⁾ 記事の直後には、「九月廿四日ニハ宗旨帳并鉄炮改一札出納殿江孫之進持参被致候事」とあり、単に宗門改の提出だけでなく、鉄炮改一札も惣司孫之進が自ら出納へ提出していることがわかるから、前項で見た舎人たちのように車大工惣司孫之進も童子方を経ることなく、出納と直に文書の提出などを行うようになったのだらう。

惣司孫之進ら車大工の童子方離脱を象徴するような記事が、吉田延章による『役儀日記』に見られる。「例年十一月出納家江持参いたし候納手形之写」と記された車役人からの高役銀を勘定所に納めた際の文書の写しである。

【史料12】⁵⁹⁾

覚

山城国愛宕郡之内

一高四拾石

下鴨村

此高役銀四匁八分三厘五毛

(中略)

右者此度山城木津川・桂川・賀茂川・宇治川・撰津・河内・淀川・神崎川・中津川・大和川筋御普請ニ付、山城国高役銀書面之通、御車役人中知行所村々取立之、嶋本三郎九郎方へ相納申候、以上

天明元年丑十一月

惣司孫之進 印

惣司孫治郎 印

吉田弥一 印

藤木仙納 印

御勘定所

当初は吉田弥一・藤木仙納とともに車大工・車副の惣司孫之進らが署名捺印をした文書を作成していたようだが、後になって惣司孫之進らの名前を削除している。吉田弥一と藤木仙納らにとって、惣司孫之進らの位置づけがこの時に変化したことを如実に示している。

その後、惣司孫之進らが童子方から離脱し、舎人らの集団に所属するようになったことは、天明四年（一七八四）閏正月に「惣代中村二兵衛」から出納へ提出された「由緒書」に明らかである。由緒書は、車副の市川権之進を先頭に一三名の名前と家領などが列記されたもので、作成者である「惣代」の中村二兵衛は舎人である。この名簿のなかに、

一 御車大工職御車副

父惣司故甚七郎藤原素孫之(6)
惣司孫之進藤原豊重

との記載が見えている。かつて、【史料7】のように自ら

の名前を藤木仙納・吉田弥一らともに「此方仲ヶ間」とし、市川権之進らを「惣仲ヶ間」と區別して記していたことを想起すれば、その変化は明白である。惣司孫之進は「惣仲ヶ間」、すなわち、「狭義の車役」側に所属を変更し、「惣代」の舎人中村二兵衛を経由して「由緒」が出納に届けられるようになっていたのである。

惣司孫之進ら車大工・車副が抜けたことで、この時点で童子方は吉田弥一と藤木仙納の二家だけになっていたということになる。舎人方の攻勢をうけて、次々と権益の侵害をうけていた童子方を見て、車大工惣司孫之進らは童子方に所属し続けることよりも離脱することを選んだのだろう。

その後、惣司孫之進は「狭義の車役」のなかでも大きな存在感を放つようになる。表2は「御車役人物司家記録」に掲載される「由緒書」と呼ばれる出納へ提出された名簿から、その名前と付記された父親を一覧にしたものである。惣司孫之進の童子方離脱から三年後の天明四年（一七八四）と寛政四年（一七九二）のものだが、ここには一二一―一三三名の名前が見える。表2の網掛け部分に注目されたいが、天明四年（一七八四）の時点で車大工・車副の惣司孫之進

表2) 車役人「由緒書」の親子関係

	天明4年閏正月		寛政4年閏2月	
	名前	父	名前	父
車副	市川権之進源尚秀	市川故内匠源尚信	中沢伊兵衛源自善	中村故伊兵衛源自堅
	中沢伊兵衛源自善	中村故伊兵衛源自堅	岩佐主税橘光長	惣司孫之進藤原豊重
	堤新太郎源宗光	吉田与八郎藤原金貞	岩佐頼母源光明	惣司孫之進藤原豊重
	惣司孫三郎橘光長	惣司孫之進藤原豊重	伴数馬源信親	伴勝兵衛源益智
車大工・車副	惣司孫之進藤原豊重	惣司故甚七郎藤原章素	惣司孫之進藤原豊重	実父岩佐故孫兵衛源光重 養父惣司故甚七郎藤原章素
舎人	中村二兵衛藤原章鄰	中村故二兵衛藤原章貞	中村二兵衛藤原章鄰	中村故二兵衛藤原章貞
	荻田右衛門藤原昌員	富田右衛門藤原徳栄	中村佐七郎藤原通則	宇田故太右衛門藤原素重
	中村佐七郎藤原通則	宇田故太右衛門藤原素重	惣司宗九郎藤原邦教	中村佐七郎藤原通則
	惣司宗九郎藤原邦教	中村佐七郎藤原通則	荻田右衛門藤原昌芳	荻田故右衛門藤原昌員
棧持	吉田与八郎藤原金貞	堤故忠兵衛源光国	吉田孫作源光吉	惣司孫之進藤原豊重
車副	黒瀬小八郎藤原直光	黒瀬故権右衛門藤原直信	-	-
楊持	三宅半兵衛源常信	三宅故七郎兵衛源信方	三宅半兵衛源常信	三宅故七郎兵衛源信方
	芥川佐兵衛源由富	芥川故治右衛門源由光	芥川小治郎源真玄	芥川佐兵衛源由富

典拠)「御車役惣司家記録」(国立国会図書館蔵)。記載順は史料の通りとした。網掛け部分が惣司孫之進の親族。惣司孫之進以外で複数株を保有しているものをゴチックとした。

の子が車副になっていたことわかる。さらに、八年後の寛政四年(一七九二)になると車副に二名、棧持に一名が惣司孫之進の子息であり、全体の実に三分の一を惣司孫之進の一家が占めているのである。

また、よく見れば天明期には棧持吉田与八郎の子が堤新太郎を名乗り車副になっていたり、車副舎人と天明・寛政とも中村佐七郎と惣司宗九郎の親子が勤めているなど、わずか一、二、三名の役職にもかかわらず複数の株を特定の家が保有している例が確認できる。これらの株は親子間で継承されるだけでなく、しばしば売買されたり譲渡されたりして移動することがあるが、一八世紀末には次第に特定の家に集積されていったようである。

おわりに

ここまで一八世紀の車役人の活動実態について、組織の面から見てきた。一八世紀はじめの段階では、車役人は全体として「惣中」としてのまとまりをもち、童子が出納からの伝達の窓口となり、牛車の運行にあたり、下行米なども童子が代表して受け取って、供奉した車役人に分配して

いた。童子の指揮をうけるのが舎人方で、下行米も童子方を介して受領するが、取り分は童子よりも少ない。この段階では、童子を窓口とした車役人組織であったが、実態として童子方と舎人方で序列があった(図2-1)。

なお、実際の牛車運用にあたっては童子方・舎人方だけでは十分な員数に満たないことも多く、それぞれが牛や荷車など車両の運用に熟練した鳥羽や四条の車屋を雇用していた。

その後、一八世紀半ばの宝暦九年(一七五九)になると舎人方は自立化を目指し、童子方を窓口とすることなく、出納の平田家から直に連絡が来るようになった。童子方の指揮下から脱した舎人方(狭義の車役)は、牛の手配や警蹕の役、出車にかかる諸役など徐々に童子方が占有してきた権益に喰い込み、独自の役割を獲得していった(図2-2)。舎人方の攻勢をうけて、童子方に所属していた車大工の惣司孫之進も舎人方へ移り、童子方については藤木家・吉田家の二家だけになっていた。

一八世紀半ばになってからの車役人組織の変容の原因については、史料から明確にすることはできないが、東山天皇・霊元院政期の相継ぐ朝儀復興による儀礼の増加が原因

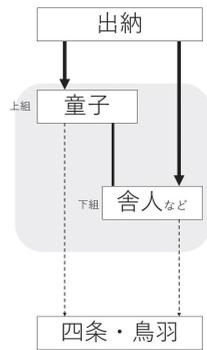


図 2-2) 18 世紀半ば以降

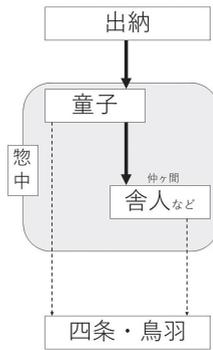


図 2-1) 18 世紀前半

と車役人組織内に童子方と舎人という異質の存在を包摂していたことが原因だろう。童子方が多くの権益を抱え込む独占体制に対して、儀礼の増加が舎人方の負担増につながり、むしろ両者の差異が顕在化したのであろう。

儀礼の増加が負担増につながったのは牛車の特殊性も背景にあるだろう。延享四年(一七四七)の桜町天皇讓位にともなう「御車役人下行帳」には、「宝永六丑年」に車が三輛出ていたことを記し、「鳳輦出ル時ハ皆出車也」としている。つまり、上皇や皇太子らの移動にあたって鳳輦が

だと思われる。西村慎太郎は、朝儀再興は地下官人の「仲ヶ間」「二統」の結束を促す傾向にあったと指摘していたが、興味深いことに車役人に関しては何ら揺らぎ、分裂につながった。これは、もとも

使用される際には、牛車には乗車しないで「出車」として使われるにすぎないのである。実質的な移動手段というよりも、行列を荘厳し格を上げるための装飾である。その結果、鳳輦を担ぐ駕輿丁とは異なり、行列の規模に制限されることなく必要以上の増加・追加は可能となる。牛車が装飾的要素を強めるなかで、朝儀の復興により牛車の運用が増え、結果的に車役人の動員機会が増加したのである。また、行列規模に制限されることなく牛車が装飾として運用されたことで、舍人らが添牛などの追加を願っても比較的容易に許容されたのであろう。

そこで問題になるのは童子方の影響力が一八世紀半ばに急速に衰えた理由である。一時は車大工をも童子方の吉田家がおさえていたにもかかわらず、急速に舍人方の攻勢に圧倒されていった。この点については、童子方の吉田家が一時的な経済的困窮期に陥っていたことが原因であろうと考えられている。吉田家は天明三年（一七八三）以前から住まいは借宅だったし、【史料5】⁽⁶⁵⁾にあったように安永三年（一七七四）には保有していた権利を一時的に藤木家に譲渡している。二軒の童子方のうちで吉田家が経済的な問題から諸権利を徐々に手放したことで、舍人方につけいる隙を与

えることになったのではないだろうか。

もう一方の舍人方の意識についても検討しておきたい。西村は株を買って駕輿丁となる者の意識について、「祭・興味・娯楽に近」⁽⁶⁶⁾いとす。確かに西村が駕輿丁で指摘したように車役人も金銭で株の譲渡や売買がなされているが、一八世紀後期に特定の家が株を集積していく傾向が見られたように、娯楽や興味だけで関わっていたとは思えない現象も見られている。とはいえ、「厳肅な朝廷儀式」への参加を望んだというわけではあるまい。現時点では、仮説の提示に留めざるを得ないが、朝儀復興による増加によって、兼業での就業は次第に負担になるが、実際の職務は業務を委託するので、複数株を取得し経営規模を大きくして専業化すれば、それなりに経済行為として成り立ちえたということなのかもしれない。

また、童子方と舍人らが互いに権益を主張し、固有の役割を獲得しようと牛車の行列に添牛を増やすなど新たな要素を追加していた。それは、結果的に彼らが参仕する行列を荘厳化することにつながり、意図していたわけではなくとも、次第に行列の主役の権威を上昇させることにもなったであろう。⁽⁶⁸⁾

本稿は一七世紀、そして寛政期以降について論じることができなかつた。また、牛車の運用や車役人について検討すべきことは組織のみにはとどまらない。いずれも今後の課題とし、引き続き検討を続けていきたい。

註

- (1) 『国語大辞典』小学館、一九八一年。なお、一六〇三年成立の『日葡辞書』にも「高貴な人の乗る飾りたてた車」として御所車が掲載されている(土井忠生他編訳『邦訳日葡辞書』岩波書店、一九八〇年)。
- (2) 後述する香川大学図書館神原文庫古文書(二)「吉田家文書」(以下、神原文庫「吉田文書」、京都大学陳列館古文書室蔵「禁裏御車役人記録」等の下行帳や宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」などの諸史料による。入内については岸泰子「女御入内の行粧と拝見」(杉森哲也編『シリーズ三都 京都巻』東京大学出版会、二〇一九年)がある。
- (3) 櫻井芳昭「ものと人間の文化史 牛車」(吉川弘文館、二〇〇二年)、京楽真帆子『牛車で行こう!——平安貴族と乗り物文化——』(吉川弘文館、二〇一七年)
- (4) 前掲櫻井は、和宮降嫁の際に牛車が使用された例について触れる程度であり、京楽の研究も近世については松平定信による牛車の考証に多くの紙数を割いている。
- (5) 牛飼童などともいい、成人しても垂髪で童子の姿をとり、
- (6) 奥野高廣「禁裏牛飼料田」(『日本歴史』第二九六号、一九七三年一月)、丹生谷哲二「中世牛飼童の存在形態——『看聞日記』を中心に——」(同「身分・差別と中世社会」塙書房、二〇〇五年)を参照。
- (7) 拙稿「近世上賀茂神社社領の牛飼と朝廷」(『奈良大学紀要』第五一号、二〇二三年)
- (8) 「御下行米覚帳」(香川大学神原文庫古文書(二)「吉田家文書」97)の宝永六年の「仙洞様移徙」の項に「黄牛ハ此御時始而此方へ仰被付」と見える。御所移転などの際に黄牛が使用されることは中世の古記録にも見えており、厳密には「復興」されたものである。転宅にあたって黄牛を出す理由については、『左経記』長元五年四月四日条に「牽黄牛、是厭土公之意」(『増補史料大成 左経記』臨川書店、一九六五年、三三六頁)とあり、陰陽道の土地神である土公神を鎮めるためである。
- (9) 京楽前掲書で近世の牛車研究として注目する松平定信による『輿車図考』の成立は文化元年(一八〇四)で寛政度内裏の完成から間もないころである。禁裏御所の復古と牛車への関心の高まりについても今後の課題である。

(10) 西村慎太郎『近世朝廷社会と地下官人』（吉川弘文館、二〇〇八年）

(11) 牛飼童子の吉田・藤木家については、史料に御牛飼・御車童子などと記される。本稿では、史料上の文言を除いて「車童子」に統一する。同様に宮中で使用される牛車やそれに関わる呼称についても、「御」を付して「御車」「御車副」などの語が用いられているが、煩瑣になるので史料上の文言を除いて本稿では単に「車」「車副」「車役人」と記した。

(12) 下橋敬長『幕末の宮廷』平凡社東洋文庫、一九七九年、一九〇頁

(13) 「御車役人文書」（京都大学総合博物館「古文書集」修補済第2箱下・702―2）。「大日本史料」第二編四四、元和八年三月是月（東京大学、一九六七年、二七四頁）にも掲載されている。

(14) 「東宮御所行啓始御用一式日並」（宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」一）宝永五年二月六日条には「惣中此度之御用示合之為」に参会したメンバーとして吉田有童・吉田弥一・藤木仙納・藤木仙童といった車童子に加え、田中左兵衛・堤源之丞ら総勢二二人（うち四人が車童子）が列挙されており、「惣中」とは車童子を含めた車役人であることがわかる。なお、宮内庁書陵部所蔵「御車役儀日記」（函架番号413・182、全二五冊）は、いわゆる日次記と行啓等の一件記録が混在する。一件記録については、原題を採用し、括弧内に所蔵機関によって付された「御車役儀日記」の巻数を記載する。

(15) 後の史料だが、宝暦六年二月「奉願口状之覚（加茂祭御車手繩持事」（神原文庫「吉田家文書」123）と関連すると思われる「子二月」の「口上書（加茂祭手繩持事）」（神原文庫「吉田家文書」154）では、「御車役人と書記申儀者御車之物名之事二而（中略）御用勤之節童子役之節者童子役与其役柄ヲ書分ケ申候」とあり、「車役人」は童子も含む車運行にかか

る人員の総称で、童子としての役割について言及する場合は「童子」と書き分けているという。なお、かかる主張を童子方の吉田相模が宝暦六年段階で行ったのは、後述する一八世紀後半に舍人たちが「御車役」（後述する「狭義の車役」）を自称しはじめたことと関係しているよう。

(16) 「御車役人知行所之覚」（神原文庫「吉田家文書」98）

(17) 前掲西村書。この時の出納豊後守は『地下家伝』巻八によれば平田職忠である（正宗敦夫編『地下家伝』上巻、自治新報社、一九六八年、三五五頁）

(18) 前掲西村書「近世地下官人組織の成立」

(19) 貞享二年（一六八五）の京都地誌『京羽二重』巻五には、

御牛飼 弥市
同 仙納

御車座下役人 二十人

と見える。「牛飼」の弥市と仙納のみ名前を記して、それ以外を一括して「御車座下役人」と表記していることから、「御車役人」とは車童子の吉田弥一と藤木仙納を上位とし、他の構成員を「下役人」とする序列があったと考えられる。

二〇人と増員されていたかのようにも見えるが、一八世紀になっても株の分割で若干の変動はあるが、車役人の総数は大きく増えていない。一つの家から後継者候補などがいて複数人参動していたのではないだろうか。

- (20) 延宝八年「法皇様御葬送 御所車供奉之役人装束料帳」(京都大学陳列館古文書室蔵「禁裡御車役人記録」国史ノ特さー9)。京都大学陳列館古文書室蔵「禁裡御車役人記録」は、六〇冊の堅帳を一括して帙に納めたもので、全体として「禁裡御車役人記録」の統一書名が与えられている。個別の冊子には番号が与えられていないので、検索の便を考慮して「禁裡御車役人記録」については個々の史料表紙に記された原題を記す。
- (21) 「東宮御所行啓始御用一式日並」(宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」一)によれば、行啓始の前日に車役人着用の装束一式を「御所御蔵」から吉田弥一と藤木仙納が借用している。
- (22) 「東宮御所行啓始御用一式日並」(宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」一、宝永五年正月二七日条)。二月二日条には申請の却下が舎人らに伝えられている。
- (23) 「東宮行啓行列」(神原文庫「吉田家文書」103号)
- (24) 「東宮御所行啓始御用一式日並」(宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」一)
- (25) 「東宮御所行啓始御用一式日並」(宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」一)。なお、この下行米の配分を記したものとして「行啓始御車役人御下行配分帳」(京都大学陳列館古文書室蔵「禁

裏御車役人記録」がある。

- (26) 「御下行米覚帳」(神原文庫「吉田家文書」97)、但し傍線・波線は村上。
- (27) 「新院様御幸御車役人御下行配分帳」(神原文庫「吉田家文書」106)には、「御召車」として「童子四人」とあり、吉田有重と藤木仙納が署名捺印をしている。下行米が出ていることから、この時に藤木家も吉田家とともに参仕していたことは確実である。
- (28) 「御下行米御覚帳」(神原文庫「吉田家文書」97)、但し傍線は村上。
- (29) のちの史料だが「女御御所御入内御車舎人語頼諸入用記」(神原文庫「吉田家文書」120)では、宝暦五年十一月二六日の入内にあたって、一八人分「舎人役語頼」(「語らい頼み」臨時で依頼した舎人役)について、「右者舎人四人役」として中村佐七郎、惣司文平、中村二兵衛、荻田右衛門と舎人四人の名前が見えている。これが舎人「四人之衆」であろう。
- (30) 「東宮御所行啓始御用一式日並」(宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」一)
- (31) 「京都役所方覚書」中「京都牛数車数」(「京都町触集成」別巻一、岩波書店、一九八八年、一四三頁)
- (32) 「東宮御所行啓始御用一式日並」(宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」一)
- (33) 「東宮行啓行列」(神原文庫「吉田家文書」103)
- (34) 「御下行米覚帳」(神原文庫「吉田家文書」97)

(35) 宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」五、天明五年二月一三日条
(36) 宝暦六年二月ものと思われる「子二月」の「口上書（加茂祭手縄持事）」（神原文庫「吉田家文書」¹⁵⁴）では、吉田相模が賀茂祭に出仕する「手縄持」「舎人」について「無録無家領」による困窮を訴えている。手縄持は、「無録無家領」という点で、家領を持っていた地下官人としての車役人とは大きな断絶があった。

(37) 『雍州府志』巻七に「禁裏・院中之車時預其事者、其酋長号惣司久右衛門、有家領五石余、常住京北柳原」とあり（『新修京都叢書』第一〇巻、臨川書店、一九六八年、五〇一頁）、元禄三年刊『人倫訓蒙図彙』（平凡社東洋文庫、一九九〇年、二二一頁）でも「車作」の項に「作手は京清蔵口久右衛門」と見える。また、享保二、三年頃（一七一七、一八）の成立とされる『京都御役所向大概覚書』巻六「諸職人之事」に「御車大工」として「上京上木之下町 惣司久右衛門」と見える（『京都御役所向大概覚書』下巻、清文堂出版、一九七三年、一四二頁）。住居記載はやや異なるが同一人物であろう。

(38) 「乍憚口上書奉差上候（車大工惣司久右衛門家出事）」（神原文庫「吉田家文書」¹⁰⁹）、「乍憚口上書（御車副御車大工惣司右衛門家財田地事）」（神原文庫「吉田家文書」¹¹¹）家領にかかる「伝来之朱印」が車役人の株を象徴するものとして、その権利とともに移動していたことと思われる。

(40) 東京大学文学部研究室図書室「京阪文書」34輯3-1、2（傍線は村上）。なお、京都町奉行与力神沢杜口の『翁草』巻三

九には、御車大工に惣司久太郎という者がいたが、「丹波へ引越し」とある（『日本随筆大成』第三期第二〇巻、吉川弘文館、一九七八年、七七〜八頁）。『翁草』の一〇〇巻までは明和九年（一七七二）成立とされており、時期や人名から当該記事は【史料6】の一件について記したものと考えられる。

(41) 「宝暦七丁丑年 御車役人」（京都大学陳列館古文書室蔵「禁裡御車役人記録」）。なお、この史料では棧持の吉田新之丞藤原章茂もまた「実父吉田相模藤原章實」となっており、吉田相模と子息で三つの役を保有していたことになる。

(42) 御車大工の惣司家については、別に論じたいと考えている。
(43) 例えば、宝永五年二月二〇日に車童子の吉田弥一へ「出納代丹後守」から二日に車二輛を引き出すように伝奏の意向が伝えられ、同日中に廻状で「惣中」を招集し、集まった「惣役人」に二日に習礼実施の旨が伝達されている「東宮御所行啓始御用一式日並」（宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」一）。

(44) 宝永五年「行啓始御車役人御下行配分帳」（京都大学陳列館古文書室蔵「禁裡御車役人記録」）に貼付された紙によれば「御車役人中御下行米ヲ吉田弥一江請取、銘々ニ配分申、仲ヶ間配分帳ニ各印形為致候」とあり、童子方吉田弥一が一括で車役人の下行米を受領し、分配していた。【史料3】の一人あたりの下行米を計算したのが表3であるが、配分は不均衡であり、もっとも多いのは車童子である。なお、寛文

表3) 下行米配分表

		下行米	人数	下行米計	人数計	1人宛 下行米
童子	車	5.5	4	8	6	1.33
	出車	2.5	2			
車副	車	7.5	8	9	10	0.9
	出車	1.5	2			
舎人	車	3.5	4	5	6	0.83
	出車	1.5	2			
棧持	車	1.5	2	3	4	0.75
	出車	1.5	2			
榻持	車	1.5	2	3	4	0.75
	出車	1.5	2			
手縄持	車	3.2	4	4.8	6	0.8
	出車	1.6	2			
雨皮持	車	0.8	1	1.6	2	0.8
	出車	0.8	1			
雨皮掛竿	車	0.8	1	1.6	2	0.8
	出車	0.8	1			

※単位は石、小数点第3位以下(「合」以下)は切り捨てた

三年「御車役人御下行米之帳」(京都大学陳列館古文書室蔵「禁裡御車役人記録」)では、下行米を童子もふくめて均等に一石で分配しているが、童子と牛飼の二つが立項されている。不均衡分配は一七世紀半には始まっていたと考えられる。

(45) 宝永六年「御遷幸御車役人御下行帳」(京都大学陳列館古文書室蔵「禁裡御車役人記録」)の巻末には、「遷幸御下行考出シ候ハ同氏章能斗ニテ候、惣仲ヶ間中毛頭不致、惣躰旧記ハ此方家分外ハ無之、外ニ若有候得共新記ニこしらへ役立不申候」とある。「章能」とは宝永ころに吉田有童として

御車童子を勤めた人物であり、「同氏」「此方家」とは童子方の吉田家のことである。下行米の配分は吉田家で考えて決定したものであり、下行米の分配にかかる前例となる記録も他所には存在しないとする。こうした情報の独占は、下行米の配分を童子方が将来にわたって決定しうることを担保していよう。

(46) 「御車役惣司家記録」(国立国会図書館蔵、請求記号158-68)

(47) 本史料では、大宮三条上ル町西側の車副堤忠兵衛の「同居」として、榻持 吉田与八郎の名前が記されるが、その下に「同人」とある。つまり、実際は堤忠兵衛が吉田与八郎でもある一人兩名(あるいは布忠も含めれば三名)となっており、実数は一二名である。

(48) 宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」二

(49) 安永七年(一七七八)には車副の堤忠兵衛と榻持の吉田与八郎は同一人物の兼役であったがここでは車副は堤新太郎(布屋新太郎)、榻持は吉田与八郎(布屋忠兵衛)で別人である。安永四年(一七七五)時点では親子で車副・榻持と勤めていたが、布屋新太郎の死去や病気により、忠兵衛が両人を兼ねるようになったのであろう。

(50) 宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」二、明和三年正月

(51) 宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」二、明和三年条の「補略」による。

(52) 宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」三、明和四年九月一日条所載の「口上覚」には、黄牛などを「童子方」が調進し

てきた前例を藤木仙納・吉田相模が出納に届けた際、「若上組・下組両組二相成候故紛鋪可有御座候哉」と記している。「上組・下組」になったというのは、車役人が童子方と舎人から「狭義の車役」の二組に分離したことを示しているのではないだろうか。

(53) 宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」二

- (54) 安永九年「御車供奉役人装束料并調進料帳」(京都大学陳列館古文書室蔵「禁裏御車役人記録」)。この調進料帳は、童子方ではなく舎人惣代の中村二兵衛・萩田右衛門と御車副惣代中澤伊兵衛・堤新太郎の名前で作成されており、童子方の手を経っていない。また、寛政七年「御車供奉役人装束料并調進料帳」(禁裏御車役人記録)の貼紙によれば、この時に天明度までは「老疋」だった添牛を「此度壹疋相増都合式疋」とし、弘化三年にはさらに「三疋ニ而相勤申候」とあり(弘化三年「御車供奉役人装束料并調進料帳」)、舎人の権益拡大はその後も着実に重ねられていた。「禁裏御車役人記録」では舎人による添牛調進が幕末まで確認できる。
- (55) 宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」二、明和八年正月条
- (56) 「乍恐書付を以御届申上置候(御車御牛手繩持掛杖持等之御役儀事)」(神原文庫「吉田家文書」¹²⁹)
- (57) 「仙洞御所御移徙配分覚」(宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」二)
- (58) 「御車役人惣司家記録」天明元年九月条(国立国会図書館蔵)。同書の安永六年一〇月八日条では、惣司孫之進は「宗門書」

を藤木仙納・吉田弥一に提出していた。

(59) 宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」四

(60) 「御車役惣司家記録」(国立国会図書館蔵)

(61) 前掲拙稿

(62) 藤田覚『天皇の歴史6 江戸時代の天皇』講談社学術文庫、二〇一八年、一四〇～四四頁

(63) 西村前掲書「地下官人組織と『地下官人之棟梁』」(八七頁)

(64) 京都大学陳列館古文書室蔵「禁裏御車役人記録」

(65) 宮内庁書陵部蔵「御車役儀日記」四では天明三年八月に五辻大宮西入借宅からの転居を出納に届けている。吉田家が「借宅」を余儀なくされていたことから、火災などが経済的困窮につながったのではないかと考えている。

(66) 西村前掲書「近世の駕輿」(二二二頁)

(67) 同右、二二二頁

(68) 舎人らが新たな要素を追加をしていた時期は、朝儀の復興が相次いでいた光格の時期とも重なっている点にも注意したい。

【付記】

本稿執筆にあたっては、史料の閲覧と利用にあたって、香川大学図書館、京都大学陳列館古文書室、京都大学総合博物館、宮内庁書陵部、国立国会図書館、東京大学法学部研究室図書室のお世話になった。また、史料の閲覧にあたって木土博成氏、史料の所在確認にあたっては奈良大学図書館相互利用係にひとかたならぬお世話になった。記して感謝申し上げる。